

令和8年度

とちぎ

県内の中小企業・個人事業主の皆様へ



賃上げ加速・定着支援金

対象 5%以上の賃上げと企業内男女間格差の是正に取り組む栃木県内の中小企業者等

従業員
一人あたり

5万5千円支給

一企業
あたり

最大110万円支給

受付期間 令和8年5月12日(火)～令和9年1月20日(水)

※支援金の申請受付は先着順です。予算額に達した場合は、申請受付期間中でも受付を終了します。

主な要件(1かつ2)

1 令和8年4月1日以降、従業員1名につき、令和8年3月31日までの直近支給額と比較して5%以上賃金を引き上げること。

1ヶ月以上の支給実績があること。

また、引き上げ後の賃金を1年間継続する見込みがあること。

2 企業内男女間格差の是正に繋がる処遇改善取組事項(1)～(4)のうち、いずれか1つ以上に取り組むこと。

【企業内男女間格差の是正に繋がる処遇改善取組事項】

(1) 女性の管理職比率の改善

(2) 非正規の正規化

(女性の職種・雇用形態転換の実績)

(3) 法令を上回る短時間勤務制度の導入・拡充

(4) 女性活躍推進法に基づく情報公表(4項目以上)

・管理職に占める女性労働者の割合(必須)

・男女の賃金差異(必須)

・労働者に占める女性労働者の割合、男女の平均勤務年数の差異 等から2つ以上

賃上げ対象従業員の範囲

栃木県内における週の所定労働時間が20時間以上の従業員(※正規・非正規は問いません。)

また、原則として雇用保険被保険者であること。

申請方法

支援金専用ホームページ <https://tochigi-chinage.pref.tochigi.lg.jp>

申請は、インターネット又は郵送により受け付けます。

※インターネット申請は郵送申請よりもスムーズで早期の支給が見込まれます。

ぜひインターネット申請をご利用ください。



とちぎ賃上げ加速・定着支援金事務局

TEL: 028-666-7111 平日9:00～17:00
(土日祝日・年末年始を除く)

※とちぎ賃上げ加速・定着支援金事務局は、県が設置し、株式会社TMC経営支援センターが受託・運営しております。

詳しくは

とちぎ賃上げ加速・定着支援金



支援金の申請について

申請にあたっては、必ず支援金専用ホームページや申請要領をご確認ください。

●支給対象事業者

(1) 次に掲げるもの全てに該当する法人

ア 中小企業基本法（昭和38年法律第154号）第2条第1項に規定する中小企業者の範囲で事業を営む者であって、法人税法（昭和40年法律第34号）第2条に規定する法人のうち、公益法人等、協同組合等及び普通法人に該当する者であること。

ただし、次の（ア）から（オ）に該当する者は除く。

（ア）構成員相互の親睦、連絡及び意見交換等を主目的とするもの（同窓会、同好会等）

（イ）特定団体の構成員又は特定職域の者のみを対象とする福利厚生、相互救済等を主目的とするもの

（ウ）特定個人の精神的、経済的支援を目的とするもの（後援会等）

（エ）栃木県が設立した法人

（オ）法人格のない任意団体、政治団体、宗教団体、運営費の大半を公的機関から得ている法人

イ 県内に本社又は主たる事業所がある、若しくは支店・営業所等の事業所が県内にあること。ただし、県内で営業実態がなく、法人住民税が免税されている場合を除く。

ウ 県内の事業所に常時使用する従業員を1人以上かつ6ヶ月以上雇用していること。

エ 栃木県の税金（個人県民税及び地方消費税を除く。）に未納がないこと。

オ 過去5年間に重大な法令違反等がないこと。

カ 風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律（昭和23年法律第122号）第2条第5項に規定する「性風俗関連特殊営業」を行っていないこと。

キ 栃木県暴力団排除条例（平成22年栃木県条例第30号）に規定する暴力団又は暴力団構成員等に該当する者ではないこと。

ク 会社更生法（平成14年法律第154号）、民事再生法（平成11年法律第225号）等に基づく再生又は再生手続きを行っている者ではないこと。

(2)次に掲げるもの全てに該当する個人事業主

ア 栃木県内の管轄税務署へ開業届を提出していること。

イ 中小企業基本法第2条第1項に規定する中小企業者の範囲で事業を営む者であって、上記（1）ウからクまでの要件全てに該当する者。

【中小企業基本法第2条第1項に規定する中小企業者の範囲】

業種	中小企業者（下記のいずれかを満たす者）		小規模企業者
	資本金額または出資額	常時使用する従業員の数	常時使用する従業員の数
製造業、建設業、運輸業、その他の業種	3億円以下	300人以下	20人以下
卸売業	1億円以下	100人以下	5人以下
サービス業	5,000万円以下	100人以下	5人以下
小売業	5,000万円以下	50人以下	5人以下

●必要書類

- ① 「とちぎ賃上げ加速・定着支援金支給申請書」（様式1）
- ② 賃上げ実施従業員一覧（様式2）
- ③ 法人：履歴事項全部証明書（発行から3ヶ月以内） 個人事業主：確定申告書の写し又は開業届の写し
- ④ 賃上げ実施従業員に係る労働条件通知書の写し又は雇用契約書の写し
- ⑤ 賃金台帳の写し（賃金改定月及び3月までの直近支給分）
- ⑥ 企業内男女間格差の是正に繋がる取組状況を明らかにする書類（詳しくは支援金専用ホームページをご確認ください。）
- ⑦ 振込を受ける金融機関の通帳の写し
- ⑧ その他知事が必要と認める書類

●申請～支給までの流れ

申請

H P <https://tochigi-chinage.pref.tochigi.lg.jp>

郵送 〒320-0075 栃木県宇都宮市宝木本町 1141
「とちぎ賃上げ加速・定着支援金事務局」宛

※「簡易書留」「レターパック」等の郵便物の追跡ができる方法で郵送してください。



ホームページからの
申請を活用ください

審査

申請内容の確認のため、事務局よりご連絡いたします。お手元に申請書類をご準備ください。

支給
決定

ホームページからの申請はおおよそ4週間、郵送申請はおおよそ5週間に要します。

※申請書類の不備等の状況や申請状況によって、さらに期間を要する場合がありますので、予めご了承ください。